

2018年度 自主防災組織総会

桜ニュータウン自主防災組織

日時： 2019年3月24日(日) 自治会総会終了後～12:00

場所： 広岡交流センター 1階ホール

議事次第

- I. はじめに
- II. 2018年度 自主防災組織の活動報告
- III. 2018年度 決算報告
- IV. 2019年度 自主防災組織役員・顧問
- V. 2019年度 防災員名簿
- VI. 2019年度 自主防災組織の活動計画
- VII. 2019年度 予算案
- VIII. 新防災計画案
- IX. 規約改正案

(資料)地震や台風による建物等の被害調査及び備蓄品アンケート結果報告

I. はじめに

2011年3月の東日本大震災から8年が経過しましたが、被災地の復興はまだ道半ばの状況にあります。この大震災は、私たち桜ニュータウン住民にも数多くの教訓を残しました。

このときの教訓を踏まえ、私たちは「自分の命は自分で守る」、「我々の街、桜ニュータウンは、住民みんなで守る」の理念の基に、2012年に自主的な防災活動を行う自主防災組織を立ち上げ、住民全員参加で災害の軽減・防止に努めることを目標に活動を継続してきております。

自主防災組織の共助の働きの鍵を握るのは、住民のコミュニケーションの力です。幸いに桜ニュータウンはコミュニケーションの非常に良い街なので、平常時の緩やかな見守りから、災害時の共助にわたって住民の力を発揮することが可能です。

自主防災組織では設立時の理念と目標に向かって努力を続けます。今後とも皆様のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

今回は新防災計画案の審議と自主防災組織規約の改正が議題として上がっておりますので、ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

II 2018年度自主防災組織の活動報告

1、自主防災組織全体

- ① 「新防災計画案」をとりまとめ本総会に提案。主な変更点は、仮災害対策本部の設置基準の明確化、行動主体の明記、避難所は自治会が中心となって運営することを規定など。
- ② 以下の長期計画策定プロジェクトに取り組んだ。
 - ・災害時につくば市の防災井戸（桜ニュータウン内）を利用できないか、つくば市と協議
 - ・筑波研究学園専門学校を避難所として利用できないか、つくば市及び学校側と協議
 - ・自主防として備えるべき防災機材・備蓄品の検討
- ③ 防災倉庫の地震対策：棚固定用の金具・ベルトを購入。棚に落下防止用のベルトを設置。
- ④ 地震や台風による建物等の被害調査及び備蓄品アンケートを行った。
- ⑤ 自主防災組織のホームページを立ち上げ公開した。アドレスは、<http://sakurant.org>
開催した会議は以下のとおり。
 - ・役員会 10回（4/21、5/26、6/30、7/28、9/29、11/7、12/1、12/22、1/26、2/23）
 - ・防災会議 2回（7/14、2/23） 長期計画策定プロジェクト会議 1回（4/7）

2、ひなん支援部会

- ① 災害時のひなん支援希望者に対する活動：災害時ひなん支援希望者の調査（4月）。ひなん支援希望者とサポーターの確定（6月）。ひなん支援希望者宅の訪問（6月、10月、2月）。
- ② 安否確認（災害時）に対する活動：安否確認のための世帯調査。確認用紙を準備し倉庫に保管。各区の地図（A3）、大きな地図（本部用A2を3部）を準備（倉庫に保管）。黄色のハチマキの保管状況を確認し、失くした人には補充。防災訓練で安否確認を担当。
- ③ 支援技術の習得に対する活動：茨城県日赤に講師をお願いして、6月9日（土）講習会を開催（内容：災害が高齢者に及ぼす影響、トリアージ、展示：個人でできる防災対策（ひなん支援部会作成））
- ④ ひなん支援部会を7回開催した。

3、情報部会

- ① 自主防災活動の広報：新防災掲示板を10ヶ所設置（南9を除く各ごみ集積場と中央公園北側）。防災だよりを28号から33号まで6回発行。防災掲示板を用いた広報、催し物開催案内等。
- ② 防災メール：サーバー変更に伴う防災メールシステム整備。防災メールの発信による受信と返信のテスト。防災メール不達者に対し受信機の設定を個人対応。納涼祭で防災メール相談ブースを設置。注意喚起メールの発信（台風12、13号接近時と夏に異常高温による熱中症注意喚起）。防災訓練で防災メール発信と受信訓練（登録者193人中131人から受信）。
- ③ 自主防災組織ホームページ：9月に自主防災組織のホームページを開設
- ④ 防災住民意見交換会の開催（1月）：「防災組織と家庭における防災資機材・備蓄品」をテーマに開催、危機管理課の基調講演と年末に実施した備蓄品に関するアンケート結果の説明後、住民による備蓄品に関する意見交換を行った。

4、訓練部会

- ① 防災・消火訓練（11/18）：保安部と自主防合同で防災・消火訓練を実施。子どもプログラム（ロープ担架作り、ブルーシートによる簡易テント作成、アルファ米試食、消防車見学、水消火器による消火体験）を併せて実施。訓練参加者数：122名、子供プログラム：20名
- ② 救急救命講習会（2/16）：交流センター会議室で並木消防署による講習会（参加者18名）
- ③ 備品購入：折り畳みテントと簡易トイレ・のこぎり・AC延長ケーブル・携帯電話充電器

Ⅲ. 2018年度決算報告

収入

項 目	予算額	決算額
自治会部会活動費	150,000	150,000
2018年度つくば市補助金	26,000	17,360
合 計	176,000	167,360

支出

項 目	予算額	決算額
備品費 小 計	10,960	10,560
ワンタッチ折り畳みテント+簡易トイレ 2セット	10,960	10,560
備蓄品費 小 計	17,600	11,221
水PETボトル(500mL)		4,351
賞味期限2年 99本		6,870
賞味期限5年 72本		
印刷費 小 計	28,600	51,830
地図作成	2,400	1,200
ニュータウン地図		
ひなん支援希望者地図	2,000	490
コピー代		
個人調査表他	8,000	1,930
コピー用紙、印刷代		
防災だより	3,200	4,680
550部×2面印刷		
部会、役員会、防災会議等資料	13,000	43,530
自宅等でのコピーを含む		
消耗品費 小 計	69,460	55,571
防災訓練諸費用	7,800	6,736
訓練用小物		
個人調査用封筒	1,200	1,440
封筒 600枚		
コピー用紙	11,500	5,169
A4白色×6箱、A4黄色×1箱		
簡易トイレ凝固剤・蓄便袋付	9,960	11,000
100回分		
簡易トイレ用消臭袋	2,980	2,980
35×50cm 60枚入り		
掲示板(スチール製アルミ枠)	16,020	19,780
防災掲示板 600mm×450mm		
携帯充電器(ソーラー)	3,000	2,998
携帯電話の充電用		
AC延長ケーブル(USBポート付き)	3,000	2,190
発電機-携帯電話の充電用		
広報用ポスター(ラミネート)	8,000	798
日赤講習、防災訓練など		
のこぎり(粗目)	6,000	2,480
救出用		
講習会 小 計	31,000	7,709
開催費		
日赤講習会	6,000	6,929
講習開催負担金		
講習会の展示品	5,000	780
住民意見交換会	20,000	0
講師謝礼、交通費		
サーバー 小 計	7,000	8,290
使用料		
サーバー使用料	7,000	8,290
防災メール用		
交通費 小 計	6,000	15,280
交通費	6,000	15,280
予備費 小 計	5,380	2,440
その他		2,440
郵便代、ポリ袋		
合 計	176,000	162,901

収支残額 4,459円は自治会の来年度予算に繰越

IV. 2019年度役員・顧問候補者

役 職	氏 名	備 考
防災長	金子 和雄	訓練部会
副防災長	但野 恭一	ひなん支援部会
副防災長	中澤 哲夫	情報部会
部会長	八代 美代子	ひなん支援部会
部会長	田中 義則	訓練部会
部会長	並木 宏之	情報部会
会 計	市川 厚司	訓練部会
会 計	森 澄子	ひなん支援部会
書 記	阿部 眞庭	訓練部会
書 記	村岡 哲郎	情報部会
顧 問	—	

V. 2019年度防災員名簿

	氏 名	ひ	情	訓
1	杠 洋子	○		
2	金子 和雄			○
3	阿部 淳一			
4	仲 義人			○
5	桑名 君子	○		
6	真田 恵子		○	
7	入鹿山 剛堂		○	
8	保坂 和子	○		
9	田中 良典			○
10	高村 聡			○
11	森 澄子	○		
12	丸山 美知江	○		
13	杉山 好順			○
14	清水 洋			○
15	佐藤 威	○		
16	河合 靖子	○		
17	中澤 哲夫		○	
18	中澤 博子	○		
19	西 師毅	○		
20	深谷 すみ江	○		
21	山村 幸夫	○		
22	但野 恭一	○		
23	菊池 敏	○		
24	阿部 眞庭			○
25	田中 隆			○
26	市川 厚司			○
27	日浦 修		○	
28	菊原 妙子			○
29	樺田 清彦	○		
30	大石 みなと	○		
31	河原 政裕	○		
32	池田 すみ江			
33	大出 力			○
34	林 次郎			
35	大庭 英子	○		
36	佐藤 淳一			○
37	村岡 哲郎		○	
38	海野 喜美恵			○
39	八代 勉	○		
40	八代 美代子	○		
41	安東 多恵子	○		
42	渡辺 孝			○
43	並木 宏之		○	
44	倉持 健			○
45	大久保 成子	○		
46	安部 辰美	○		
47	片桐 一美		○	
48	高橋 貴美代	○		
49	森崎 伸之	○		
50	中村 祥一			

ひ：ひなん支援部会
 情：情報部会
 訓：訓練部会

VI. 2019年度自主防災組織の活動計画

1. 自主防災組織活動方針

- ①“自分の命は自分で守る”を基本に、住民の防災意識と防災知識・能力を高める。
- ②当面予想される大地震や火災、風の被害を軽減・防止するため、平常時における防災知識の普及・啓発・広報につとめる。日赤減災セミナー、防災訓練(安否確認、災害対策用資機材の取扱説明と使用体験、子供プログラム、消火栓を用いた放水訓練)、防災住民意見交換会、救急救命講習会を開催して災害時に備える。
- ③自主防災組織は住民全員が会員の組織。2019 年度からは年数回開かれる防災会議をよりオープンなものとするために、防災会議の開催案内を広く会員の皆さまにお知らせする。ぜひご参加ください。
- ④新しい防災計画に基づき、災害時に迅速な行動が行えるよう、活動マニュアルを取りまとめる。

2. ひなん支援部会

- ① 災害時ひなん支援希望者調査を実施する。
 - ・支援希望者リストを更新し、必要に応じてサポーターを決める。
 - ・安否確認で使用する名簿と地図を作成し、倉庫に保管する。
 - ・支援希望者宅の訪問を年3回実施する。
- ② 日本赤十字減災セミナーを、6月に実施する。
 - ・避難所の運営をテーマに、茨城県日赤に講師をお願いする。

3. 情報部会

- ① 自主防災活動の広報
 - ・「防災だより」を年6回発行して活動報告、催し物の案内、その他お知らせ等を広報する
 - ・いばらき防災大学で使用した「防災士教本」から共有すべき情報を紹介する
 - ・ホームページに訓練や講習会等の活動報告、自主防災組織の各種会議議事録を掲載する。その他過去の「防災だより」を掲載していつでも見られるようにすると共に記録として残す。
 - ・災害発生時には掲示板、ホームページ、防災メール、街宣車を使って情報を提供する。
 - ・地震・台風・強風・大雨・その他異常気象が予想される場合、注意喚起のため防災メールを発信する。
- ② 防災メールの管理運営と普及促進
 - ・防災メールを受信するための携帯電話・スマホ等の設定を説明するパンフレットを作成
 - ・防災メール登録促進用チラシの作成
 - ・自治会新役員、新入居者への防災メール登録のお願い
 - ・防災メール相談会の開催(2回)
- ③ 防災に関する住民意見交換会の開催

4. 訓練部会

- ① 救急救命講習会(つくば市消防本部による心肺蘇生法、AEDの使用法、止血法等)の開催

VII. 2019年度予算（案）

収入

単位 円

項 目	予算額	合 計
自治会部会活動費	200,000	200,000
2018年度つくば市補助金(当初は含めない)		
合 計	200,000	200,000

支出

項 目	内 訳	費目合計
備品費	ワンタッチ折り畳みテント+簡易トイレ 1セット	5,500
備蓄品費	水PETボトル 500mL 賞味期限2年 168本	6,800
	賞味期限5年 168本	16,100
印刷費	地図作成 桜ニュータウン地図 A1 3枚	1,200
	ひなん支援希望者地図 A3 33枚、A2 3枚	1,080
	個人調査表他 A4 2枚×550	1,620
	名簿作成 A4 320枚	3,200
	安否確認用紙他 A4 160枚	1,600
	防災だより A4 550部×2面×6回	4,800
	部会、役員会、防災会議資料 自宅等でのコピーを含む	25,000
消耗品費	防災訓練諸費用 アルファ米、事務用品、乾電池	16,300
	黄色はちまき補充用 200枚	16,000
	個人調査用封筒 封筒 600枚	1,500
	コピー用紙 A4白色 7500枚、黄色 3500枚	7,900
	広報用ポスター(ラミネート) 日赤講習、防災訓練、救命講習、意見交換会	8,000
	消防ホース格納ケース 収納容量5本 5個	10,000
	整理容器(箱、袋など) プラスチック箱 4個、ポリ袋 200枚	6,200
	簡易トイレ用消耗品 50回分	6,500
	のこぎり(粗目) 救出用	3,000
開催費	日赤講習会 講習開催負担金	7,000
	講習会の展示品	3,000
	救急救命講習会 講習申込手続き	1,000
	住民意見交換会 講師謝礼、交通費	10,000
サーバ使用料	サーバ使用料 防災メール用	8,300
交通費	高速代(桜土浦-水戸)	5,000
	ガソリン代	10,000
予 備 費		13,400
合 計		200,000

VIII. 桜ニュータウン 新防災計画(案) 2018 年度版

《概要》

本防災計画は、国の防災基本計画に基づく、県及び市町村の地域防災計画の下に位置付けられる地区防災計画の一つである。本防災計画は、災害発生時にどのような対策を講じるべきかについて、できるだけ具体的に記述するとともに、いつ災害が起きても迅速に組織的な活動が円滑に行えるよう、防災訓練など、平常時の活動についても記述する。

現防災計画は、東日本大震災の翌年2012年に桜NT自主防災組織を発足するにあたり、つくば市に提出することが義務付けられていたもので、自主防災組織として一般的に網羅すべき内容を盛り込んだものであった。その後の自主防災組織の活動と防災訓練の積み重ねにより、発足当時の内容に変更が必要となったことから、今回の提案を行うに至った。主な変更点は以下のとおり。

- ・ 仮災害対策本部の参集条件を地震の場合「震度5弱以上」とした。また、災害対策本部への移行の目安を「震度6弱以上」とした。
- ・ 平常時と災害発生時の主たる活動主体を明確にした。平常時は、防災知識の普及・啓発、災害危険要素の把握、防災訓練、防災資機材・備蓄品の整備など、自主防災組織が中心となって活動する。災害発生時は、仮災害対策本部の決定により、救出・救護活動を行う災害対策本部と避難所の管理・運営を行う避難所運営本部が設置される。災害対策本部(本部長は防災長)は自主防災組織が中心になって活動する。避難所運営本部(本部長は自治会長)は自治会が中心となって活動する。
- ・ 避難所運営本部の13の係を自治会のどの部署(本部、専門部)が中心になって行なっていくのかは、年1回、年度当初の自治会役員会で議論して決める。

目次

1. 目的及び活動概要-----	1
(1) 背景と目的	
(2) 平常時の活動	
(3) 災害発生時の活動	
2. 組織-----	10
(1) 平常時及び災害発生時の組織編成	
(2) 防災長及び副防災長	
(3) 防災員	
(4) 自治会等	
3. 平常時における活動について-----	12
(1) 防災知識の普及・啓発	
(2) 災害危険要素の把握	
(3) 防災訓練	
(4) 防災資機材・備蓄品の整備及び管理	
(5) 他団体と協力して行う活動	
4. 災害発生時における活動について-----	14
(1) 災害発生直後の活動	
(2) 災害対策本部の活動	
(3) 避難所運営本部の活動	
付録-----	18
付録1 用語解説	
付録2 自主防災組織資機材等リスト	
付録3 自主防災組織防災カルテ	
付録4 自主防災組織防災マップ	

1. 目的及び活動概要

(1) 背景と目的

我が国の防災計画には、国レベルの防災基本計画と、都道府県及び市町村の地域防災計画がある。東日本大震災の教訓を踏まえて、防災計画体系の中に、地域コミュニティにおける共助の推進のために「地区防災計画制度」が創設された(平成 26 年4月)。桜ニュータウン防災計画(以下、本計画)は、つくば市の防災計画の下に位置付けられる「地区防災計画」に当たる。

本計画は、「自分の命は自分で守る。我々の街桜ニュータウンは住民みんなで守る」の理念に基づき、桜ニュータウン自主防災組織(以下、自主防災組織)の平常時及び災害発生時の防災活動に必要な指針(ガイドライン)を定めるものである。この指針に基づいて、自主防災組織及び桜ニュータウン自治会(以下、自治会)役員は、それぞれ行うべき活動のより詳細な具体化を図る。これらの活動を通じて、震度 6 弱以上の地震や集中豪雨等による災害発生時の人的・物的被害の軽減・防止を図ることを目的とする。

(2) 平常時の活動

平常時の活動は、主として自主防災組織によって行われる。

平常時の主な活動は防災訓練である。この訓練は、自主防災組織が企画・運営し、災害発生時において組織的な活動を住民の力で円滑に行うことができるよう、常日頃から身につけておくことを目的に実施する。

(3) 災害発生時の活動

災害発生時の活動の基本は、自助と公助の橋渡しとしての“共助”を行うという点である。すなわち、災害発生時、おおよそ3日前後までの自助活動を行いながら、それ以後の自助ではカバーできない部分を住民みんなで助け合う(共助)こととし、市などの行政機関による救援活動(公助)が機能し始めるまでの活動を行なっていくことである。災害発生時には、防災訓練の成果を踏まえて、住民が「自分の命は自分で守る。我々の街桜ニュータウンは住民みんなで守る」の理念に基づき、それぞれの役割を自覚し、活動することが求められる。

災害発生時の活動は、以下の3つに分けられる。その概要は以下のとおり。

① 災害発生直後の活動

災害発生直後、住民は、近隣の避難場所(北公園、中央公園、南公園)に参集する。防災員と自治会役員は広岡交流センターに参集し、仮災害対策本部を設置する。仮災害対策本部は、被害状況を把握し、災害対策本部に移行するかどうか、さらに避難所運営本部を設置するかどうか判断する。

② 災害対策本部の活動

災害状況を踏まえ、災害対策本部を立ち上げる。災害対策本部は、自主防災組織が中心となり、多くの住民とともに運営する。安否確認や被害確認など災害状況の把握に重点を置くとともに、本格的な救出・救護活動を行う。

③ 避難所運営本部の活動

災害状況を踏まえ、避難所運営本部を立ち上げる。避難所運営本部については、自治会役員が中心になり、自主防災組織防災員や住民とともに活動を行う。つくば市や近隣自治会などと連携、調整を行い、避難所を管理・運営する。

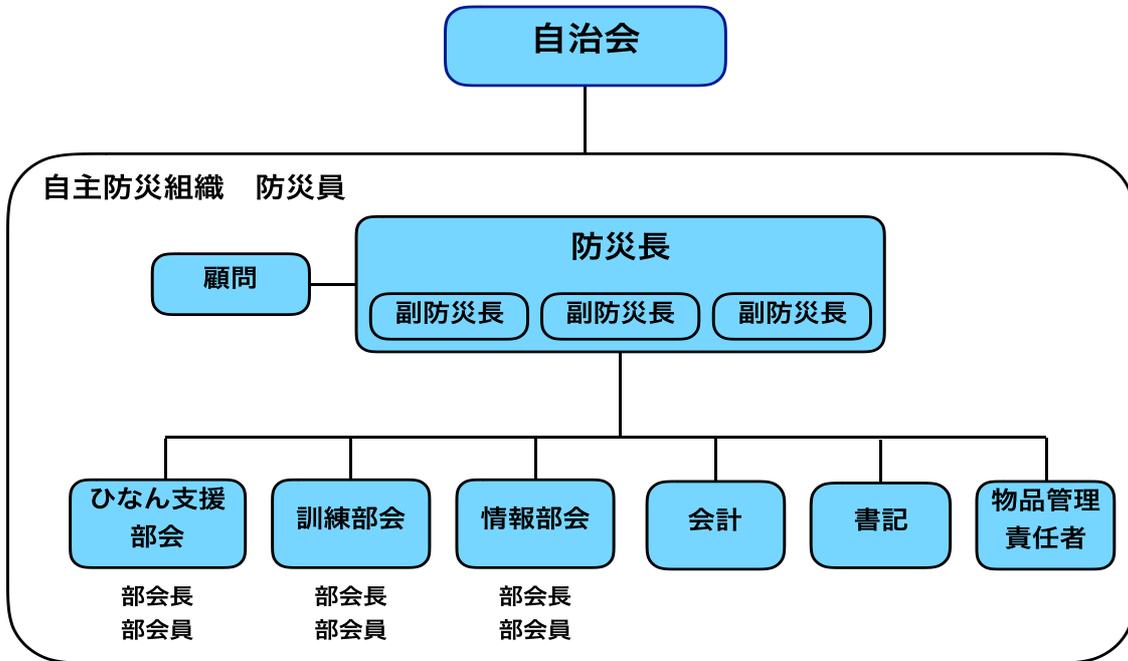
災害発生時に、自主防災組織や自治会の役員のうち、誰が災害対策本部及び避難所運営本部の指揮を執れるかわからないため、それぞれ指揮執行順位を事前に決めておく。

2. 組織

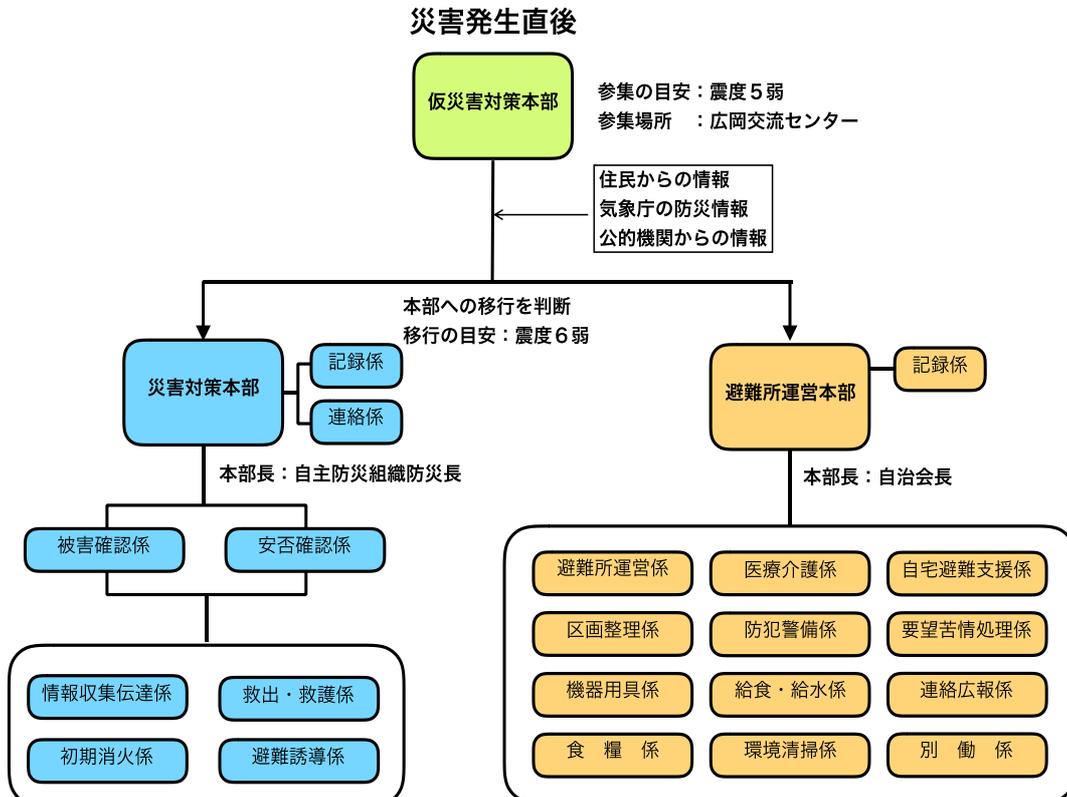
(1) 平常時及び災害発生時の組織編成

平常時及び災害発生時の組織編成は下図のとおりとする。

平常時の組織編成



災害時の組織編成



(2) 防災長及び副防災長

防災長は、平常時においては、自主防災組織の運営、管理を行う。災害発生時には、災害対策本部長として指揮を執る。防災長が指揮を執ることができない場合には、副防災長の一人がその指揮を執る。副防災長が全員指揮を執ることができない場合には、3部会長(ひなん支援・訓練・情報)のうち一人がその指揮を執る。指揮を執る順位については、平常時に決めておくものとする。

副防災長は、平常時においては、防災長を補佐する。災害発生時には、災害対策本部で、災害対策副本部長として、災害対策本部長を補佐するとともに「連絡係」として行政機関等との対応を行う。

(3) 防災員

防災員は、平常時においては、ひなん支援部会、訓練部会、情報部会の部会員として以下のような活動を行う。

ひなん支援部会	減災セミナー、災害時のひなん支援希望調査の実施と支援希望者宅の訪問と見守り、自力歩行困難者支援訓練、安否確認の方法の確立と関係書類の整備
訓練部会	防災訓練、救急救命講習会、防災資機材・備蓄品の整備
情報部会	自主防災活動の広報(防災だより等)、防災メール、防災に関する住民意見交換会

災害発生時には、平常時の活動を踏まえ、災害発生直後及び災害対策本部設置後には、各部会が中心となり、住民と一緒に以下のような活動を行う。

ひなん支援部会	安否確認、避難誘導
訓練部会	被害確認、初期消火(自治会保安部と協力)、救出・救護
情報部会	情報収集伝達(訓練部会と協力)

(4) 自治会等

自治会は、平常時においては、防災訓練などで、自主防災組織と協力して活動する。自治会役員は、災害発生直後には、仮災害対策本部の設置や、災害対策本部と避難所運営本部への移行を、自主防災組織防災員とともに決定する。自治会役員は、避難所運営本部設置後は、避難所の管理・運営について中心的な役割を果たし、自治会長が避難所運営本部長を務める。副会長は避難所運営副本部長として、避難所運営本部長を補佐する。自治会長が指揮を執ることができない場合には、副会長の一人がその指揮を執る。指揮を執る順位については、平常時に決めておくものとする。

避難所運営本部の活動を自治会のどの部署(本部、専門部)が中心になって進めていくのかについて、本防災計画で決めることはしないが、年1回、年度当初の自治会役員会において、避難所運営本部に設置される13の係にどの部署が中心的な役割を果たすのかを議論して決めることとする。

自治会助成金団体や自治会の関連団体は、災害発生時には、災害対策本部や避難所運営本部において、必要な活動を支援する。

3. 平常時における活動について

災害発生時に慌てずに、迅速かつ的確な行動がとれるよう、住民は常日頃から災害に対する備えを行うように努力することが求められる。具体的には、減災のための知識を身につける、身の回りを整える、いざという時にとるべき行動を訓練によって身につける、災害が起きたら3日間は生きられるように備蓄を行う、などであり、これらの行動がとれるように、自主防災組織が中心となって、以下のような活動を行う。

(1) 防災知識の普及・啓発

桜ニュータウンにおける防災知識の普及・深化を目指し、当面、高い確率で発生することが予測されている地震への対策に重点を置く。自治会の各専門部等と協力しながら、住民全体を対象とした防災に対する基礎的知識の普及と防災員を対象とした防災知識の深化に分け、段階的に実施する。情報部会が中心となって活動する。

(2) 災害危険要素の把握

桜ニュータウン内における災害時の危険要素につき、日常活動を通じて把握する。自主防災組織の会員全員で取り組む。

① 危険が予想される区域等

危険が予想される区域等について日常活動の中で問題点を把握し、「地域防災マップ」、広報紙及び講演会等で住民に周知する。

また、防災訓練時などのイベントに合わせ、桜ニュータウン内の危険と思われる個所・施設等を把握するとともに、避難ルートの確認を自治会の専門部等と協力して行う。

② 地域の防災施設、設備

消火栓及び防火水槽等の防災施設・設備について、自治会の保安部等と協力して日常的な点検・整備を行う。自主防災組織役員は、自治会役員と協力して、災害発生時に、旧上水道用井戸をどのように活用するのか、検討しておく。

③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承

災害誌、顧問及び周辺地域住民等から、下広岡地域における災害発生 の歴史や伝承を収集し、広報紙及び講演会等で住民に知らせるとともに、記録を保存して将来の世代に伝えていく。

④ 大規模災害時の消防活動

つくば消防署並木分署及び下広岡消防団とともに災害発生時の対応について協議し、日常活動に反映させる。

(3) 防災訓練

大地震等による災害に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、自治会役員と協力しながら、防災訓練を実施する。

防災訓練は、以下のような内容で実施する。訓練の実施にあたっては自治会の各専門部との緊密な連携のもとに、訓練部会が中心となって実施計画を作成し、実施する。

- ・ 安否確認訓練
- ・ 被害確認訓練
- ・ 情報伝達訓練
- ・ 初期消火訓練
- ・ 救出・救護訓練

- ・ 避難誘導訓練
- ・ 危険個所把握訓練
- ・ 防災資機材の使用訓練及び点検
- ・ 避難所運営のための訓練

なお、過去の震災発生日などの中から、年に何日かを「桜ニュータウン防災の日」と定め、各家庭において、次の事項に重点をおいた点検整備、確認を行うようにする。

- ・ 備蓄品(食糧、水、生活用品等)
- ・ 非常持ち出し袋の置き場所、内容、保存状態
- ・ 黄色いハチマキの保管状況
- ・ 家族の連絡ルール
- ・ 災害発生時の集合場所、避難場所
- ・ 非常時の連絡先(勤務先、学校、親戚、友人等)
- ・ 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ・ 可燃性危険物等の保管状況
- ・ 消火器等(消火器、水バケツ、消火砂等)初期消火機材の整備状況
- ・ 住宅用火災警報器の整備状況
- ・ その他建物等の危険個所の状況
- ・ 避難時の分電盤遮断とガスの元栓閉鎖の徹底
- ・ 「ツクツク見守りたい」の記載内容の更新

(1) 防災資機材・備蓄品の整備及び管理

訓練部会は、必要とされる防災資機材・備蓄品を整備する。物品管理責任者は、整備されたものの管理を、以下のように行う。

- ① 防災資機材等リスト(付録2に記載)、備蓄消耗品(水など)リストを定期的に(3ヶ月に1回程度)更新する。
- ② 防災資機材、備蓄消耗品の数量等に変動が生じる、あるいは生じた場合、物品管理担当者は物品管理責任者にその内容を報告する。

(5) 災害時に救援支援をしてもらえる人材バンクの整備

自主防災組織が保有する人材バンクリストへの登録を定期的に会員に依頼し、最新のものに更新・整備していく。

(6) 他組織・団体と協力して行う活動

防災訓練や災害発生時の応急活動のあり方について、つくば市担当課、及び近隣の自主防災組織や災害ボランティア団体等との協議を行い、協力体制の構築・連携を図る。防災長が担当する。

- ・ つくば市担当課との打合せ、市の防災セミナー等への参加
- ・ 消防団との情報交換及び各種訓練
- ・ 近隣の自主防災組織との情報交換
- ・ 社会福祉協議会等の社会福祉団体との訓練
- ・ 避難所運営訓練

市、近隣の自主防災組織や自治会などと、災害発生時の避難所開設、運営について、相互理解をすすめるとともに、合意文書を取りまとめる。この合意にもとづき、つくば市、桜南小学校及び自主防災組織と自治会との役割分担を確認するため、避難所運営訓練を実施する。

4. 災害発生時における活動について

災害発生時の活動については、「災害発生直後の活動」、「災害対策本部の活動」及び「避難所運営本部の活動」に区分する。以下に、各活動の内容について、記述する。

(1) 災害発生直後の活動

- ① 災害発生直後、住民は、自身と家族及び身の回りの安全を確認後、近隣の避難場所(北公園、中央公園、南公園)に参集する。防災員と自治会役員は広岡交流センターに参集し、そこに仮災害対策本部を設置する。広岡交流センターが使えないときには、関東鉄道桜ニュータウンバス停待合室に設置する。地震の場合の参集の目安は震度5弱以上とする。
- ② 仮災害対策本部は、参集した住民からの情報及び気象庁から発表される防災情報、公的機関から発表される情報をもとに、主として救出・救護活動を行う災害対策本部への移行と避難所の管理・運営を行う避難所運営本部の設置が必要かどうかを決定する。地震の場合の両本部設置の目安は、震度6弱以上とする。

(2) 災害対策本部の活動

- ① 災害対策本部が設置された場合は、そのことを速やかに住民に周知する。
- ② その後直ちに自主防災組織を中心に、参集した住民により、まず「被害確認係」と「安否確認係」を編成する。これらの係は、班長や住民から寄せられる情報の確認作業を行い、結果を災害対策本部長に報告する。
- ③ 災害対策本部長は、速やかに4つの係(「情報収集伝達係」「初期消火係」「救出・救護係」「避難誘導係」)を立ち上げる。
- ④ 災害対策本部長直下に、「連絡係」と「記録係」を置く。連絡係は、災害対策本部長の指示のもとに行政機関等との連絡対応を行い、災害対策副本部長が担当する。記録係は、災害発生時の応急活動等について、後日の検証・反省のため、災害対策本部長等の指示や各係の活動状況等について、時系列・事項別に整理・記録を行う。記録係は災害対策本部長が指名する。

(被害確認係)

火災発生の有無、全壊・半壊・一部損壊など、家屋の被害状況や、道路、電柱、高圧線などの被害状況を確認する。その際、負傷者や閉じ込められている人や、倒壊家屋の下敷きになっている人がいる場合には、速やかに災害対策本部に連絡する。災害対策本部は、被害確認係からの連絡を受け、ただちに救出・救護係に、ジャッキなど救出のために必要な機材・用具を持って出動するよう要請する。訓練部会が中心になって活動する。被害情報は安否報告に来た班長からも得るものとする。

(安否確認係)

防災訓練で行っている方法に準じ、ひなん支援部会が中心になって活動する(防災メールについては情報部会)。具体的には、以下の通り。

- ・ 各戸は安全が確認された場合には、黄色いハチマキを玄関に出す。
- ・ 各班の班長は、黄色いハチマキにより各戸の安否確認を行い、その結果を災害対策本部長に報告する。

- ・ 防災メールを使い、班長が報告することも可能。その場合には、班名、報告者名、安否確認された会員名を報告する。
- ・ 会員が班名、氏名を記して、安否メールを送ることも可能。

(情報収集伝達係)

災害の発生状況、地域内の被害状況等を正確かつ迅速に把握し、災害対策本部長に報告する。適切な応急措置をとるため、あらゆる手段を活用して情報を収集し、桜ニュータウン住民及び関係組織への伝達を行う。情報部会と訓練部会が中心になって活動する。

① 情報の収集及び伝達

災害の発生状況については、報道機関、つくば市及び防災関係機関等が提供する情報を収集し、住民に伝達する。災害発生時には、停電等によりテレビ、ラジオ等の放送機器が利用できなくなることも考慮して、携帯ラジオ、携帯テレビ、インターネット接続可能携帯電話等、あらゆる手段を活用して情報を収集する。

また、桜ニュータウン地域内の被害状況等については、住民から提供される情報を収集し、住民に伝達するとともに、つくば市の防災関係組織に伝達する。さらに、生活インフラが停止した中での生活を余儀なくされた場合は、生活に必要な情報を、つくば市が提供する情報等及び地域・住民の情報ネットワークから情報を収集し、住民に伝達する。

② 情報の収集・伝達の方法

住民への伝達方法は、即時に情報伝達できる手段として携帯メールを活用する他、電子的な手段を活用できない人への連絡手段として、車載スピーカーや徒歩によるハンドマイクでの連絡、桜ニュータウン内に設置した掲示板を利用した連絡など、あらゆる手段を活用して情報伝達を行う。

(初期消火係)

地震時の出火防止は、住宅における地震対策で最も重要なものである。地震時の出火原因は、ガスコンロ、石油ストーブなどの一般器具と電気ストーブや鑑賞魚用ヒーターなどの電気器具に大別できるが、マイコンメータや対震自動消火装置付機具の普及により一般器具からの出火は減少し、電気器具の占める割合が大きくなってきている。とくに近年顕著なのは、通電火災と呼ばれる復旧工事完了後に発生するものが増加している。

桜ニュータウン内の住宅等の初期消火は、火災発生住宅の近隣住民が協力しあって消火に努めることを基本とし、訓練部会と自治会保安部が中心となり、双方協力して活動する。

(救出・救護係)

訓練部会が中心になって活動する。

① 救出・救護活動

住宅の倒壊、落下物により、救護を要する住民が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場周辺の住民は救出・救護活動に積極的に協力し、自主防災組織はそれを支援する。

② 医療機関への連絡

救出・救護係は、負傷者が医師の手当てを要すると認めるときは、市内の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に連絡し、指示を受ける。必要な場合は負傷者を搬送する。

③ 防災関係機関の出動要請

救出・救護係は、防災関係機関による救出を必要とすると認めるときは、災害対策本部長に報告し防災関係機関の出動を要請する。

(避難誘導係)

住民の人命に危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、次により避難誘導を行う。ひなん支援部会が中心になって活動する。

① 避難誘導の指示

つくば市長の避難指示が出たとき、または災害対策本部が必要と認めるときは、災害対策本部長は、避難誘導係に対し避難誘導の指示を行う。

② 避難誘導

避難誘導係は、災害対策本部長の避難指示に基づき、住民を定められた避難場所に誘導する。自力で歩けない住民に対しては、車いす、担架等の移動手段を手配するとともに、住民の協力を求める。

③ 避難場所および避難所

- ・ 避難場所 北公園、中央公園、南公園
- ・ 避難所 広岡交流センター、桜南小学校

災害対策本部長は、災害対策本部の活動をすべて終了した時点で、災害対策本部の解散を宣言する。

自主防災組織の各部会は、災害対策本部の活動が終わっている場合には、避難所運営本部の活動に参加する。

(3) 避難所運営本部の活動

避難所の管理・運営については、共助より公助の性格が強く、本防災計画が想定する3日間の活動期間を超えることが予想されること、行政機関との窓口は自治会長を含む区長が担っていること、避難所の係の内容が自治会の専門部(保安部、広報部、文化体育部、保健衛生部)と関連しているものが多いことなどから、自治会が、つくば市や近隣自治会と連携、調整を行いながら、避難所の運営を行う。避難所運営本部長は自治会長が務める。

避難所の管理・運営は、以下のように実施される。

① 避難所の管理・運営

- ・ 避難所等の管理・運営は、原則として住民が行う
- ・ ②に記載された係のリーダー(係リーダー)は自治会役員とする
- ・ 避難所の住民は、原則として②に記載されたいずれかの係につく
- ・ 避難所等の運営は、避難所運営本部長と各係リーダーによる合議で決める

② 避難所の係

- ・ 記 録 避難所で起きたことを記録する
- ・ 避難所運営 避難所の管理・運営全般の調整を行う
- ・ 区画整理 避難所の住民の居住性に関する管理・運営を行う
- ・ 機器用具 避難生活に必要な機器用具の調達・管理を行う
- ・ 物 資 避難住民(避難所、自宅)に必要な物資の調達・管理を行う
- ・ 食 料 避難住民(避難所、自宅)に必要な食料の配給・管理を行う
- ・ 環境清掃 避難生活を良好に保つための管理を行う
- ・ 医療介護 避難住民(避難所、自宅)に必要な医療介護の運営・管理を行う
- ・ 防犯警備 避難所及び地域の防犯・安全を確保するための活動を行う
- ・ 自宅避難支援 自宅避難住民の支援を行う
- ・ 要望苦情処理 避難住民からの要望・苦情を聞き、適切に処理する
- ・ 連絡広報 避難住民に必要な市などからの連絡を周知するとともに処理する
- ・ 別 働 避難所の管理・運営に関し、必要に応じて各役割の応援を行う

付録

付録1 用語解説

用語	解説
避難所	災害によって住宅を失うなど、被害を受けた人や被害を受ける可能性のある人が、一定の期間避難生活をする場所。桜ニュータウンの場合、広岡交流センター内に設置される。筑波研究学園専門学校を避難所として使用できるかどうか、つくば市と学校側と交渉中(2019年1月現在)。
避難場所	一時的に身を守るために避難する場所で、地域の集合場所的など、具体的には公園、神社などのオープンスペース。桜ニュータウンの場合、北公園、中央公園、南公園が避難場所となる。
消火栓	通常 20m ホース 3 本と放水口、マンホール蓋と栓を開ける道具を備え、住民が必要時使用することができる。10カ所設置(付録4 防災マップ参照のこと)
防火水槽	ごみ集積場の下に設置してある水槽で、主として消防が水源として使用。水槽の蓋は消火栓ホース格納庫の中にある開栓用工具で開けられる。5カ所設置(付録4 防災マップ参照のこと)
旧上水道用井戸	北 10 班角地にある井戸。現在は井戸のみ残っており、敷地は施錠されている。つくば市水道部水道総務課で管理。災害時利用のため毎月 5 の付く日に水位を測定している。揚水設備はなく、現在の水質は不明。災害時に使用できるよう、つくば市と交渉中(2019年1月現在)。
起震車	過去の地震の揺れを再現し、その揺れを体験できる車両。茨城県では1台を所有しており、利用には申し込みが必要。
震度 5 弱(参集震度)	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。棚にある食器類や本棚の本が落ちることがある。
震度 6 弱(対策本部設置震度)	立っていることが困難になる。固定していない家具の大半が移動し倒れるものもある、瓦が落下したり建物が傾いたりすることがある。
防災資機材	救助活動を行う際に使用する装備機材(器具・道具・機器類及び物品等)
備蓄品	災害時の供給途絶や供給不足に備え、蓄えておく食料・飲料水・生活用品等をいう。(発電機用ガソリンを除く)

付録2 自主防災組織資機材等リスト (2019(H29)年2月5日現在)

整備すべき資機材		2019/2/5現在 整備済み	個数	型式	備考
情報収集・伝達 用	ハンドマイク	トランジスターメガホン	3	ノボル電機TM-205 13W	
	拡声器	車載式拡声器(スピーカー)	2	TOA SC-730a	
	拡声器	車載式拡声器(アンプ、マイク)	1	TOA CA-407SD	
	携帯用無線機・受信機	特定小型トランシーバー	4	スタンダードFTH-107	
	充電器	携帯用充電器	1	Pleron USB入力2、出力3	
	延長ケーブル	IT機器用	1	AUOPLUS AC5口 USB3口	
	携帯用ラジオ				
	立て看板				
	腕章				
	初期消火用	バケツ とび口	バケツ 8L	12	天馬(ポリプロピレン)
救出用	バール	バール	5	バクマ工業25x1800mm	
	ジャッキ	油圧式フロアジャッキ	1	SF-0254158 2トン	
	ジャッキ	爪付きジャッキ	1	マサダ製作所 MHC-1TL 1トン	
	ジャッキ	爪付きジャッキ	1	今野製作所 EAGLE G-40L 2トン	
	大ハンマー	特殊ハンマー	5	土牛産業レスキューアックス	
	ヘルメット	ヘルメット	19	ミドリ安全SC-1BNRA黄	
	ヘッドライト	LEDヘッドライト	20	ジェントスHW-888H	
	ナイロンロープ	ナイロンロープ	2	直径12mm	
	のこぎり	万能型	1	シルキー工業 4903585121244	
	ハシゴ				
	つるはし				
	なた				
	チェンソー				
	防塵マスク				
防塵メガネ					
角材					
救護用	担架	簡易四つ折担架	2	コクヨDRK-ET4N	
	担架	ステンレス伸縮棹	2	SSSF SSE-30S	
	車椅子	車椅子	1	ミキBAL-2 耐荷重100kg	
	車椅子	車椅子	1	日進	
	リヤカー	折りたたみリヤカー	1	ピカコーホレーションFHC-130	
		折りたたみリヤカー	1	昭和ブリッジSMC-1(100kgまで)	
	簡易トイレセット	簡易トイレセット	2		
	救急セット				
毛布					

避難用	シート					
	強カライト	ハロゲン投光器	3	日幸電子QH型		
	ライト	充電／車載式パワーライト	1	ニッセン750カンデラ		
	発動機	ガソリンエンジン発動機	1	ホンダET4500 4.5VA		
	発動機	カセットボンベ発動機	2	ホンダEV9GB 100V 9A		
		コードリール	1	富士重工F-123 30m		
		懐中電灯	2			
		ラベルライター	1	テブラSR150		
		LED誘導灯	1	LIUR DOP-881-J		
		段ボールベッド 警笛				
給食給水用	コンロ					
	ガスボンベ 給水タンク 燃料 炊飯セット					
訓練用						
その他		ラミネーター	1	稲進PIXTER SP3201		
		住宅火災警報器 (見本)	1	パナソニックSH6030		
		小旗	8			
		ドアアラーム	1	ELPA 朝日電器ARA-03		
		ドアアラーム	1	オーム電機OSE-A85-S		
		センサーライト (LED)	2	ELPA 朝日電器ESL-60		
		ビニールシート	ブルーシート	100		
		桜NT防災マップ				
		被害集計ボード				
		役割分担ボード				

付録3 自主防災組織防災カルテ

桜ニュータウンの人口構成、危険物・危険個所及び防災施設等の防災活動に必要な基礎的事項について記載。年1回更新する。

1. 人口(平成30年4月1日現在)	
① 男女別人口数	男: 612人、女: 680人、計:1,292人
② 世帯数	579世帯
③ 年齢別人口	0～14歳:108人、15～64歳:580人、65歳以上:604人
④ 外国人	21名
⑤ 一人暮らし老人等の数	一人暮らし老人等の数: 105人(65歳以上)
2. 土地建物	
① 自治会等の面積	なし
② 用途別地域の現況	市街化調整区域(第一種住居地域)
3. 危険物・危険個所	
① ガソリンスタンド	なし
② プロパンガス貯蔵所	2個所
③ その他工場など	なし
④ 高圧線鉄塔、高圧線電線	あり
⑤ 土砂崩れの危険がある箇所	付録4 防災マップ参照のこと
⑥ 大雨による交通規制	なし
⑦ 自動販売機	3個所
⑧ 石垣・ブロック塀	付録4 防災マップ参照のこと
⑨ 道路の面した3階建て以上のガラス窓	なし
⑩ 落下危険のある看板	1個所
4. 防災施設関係(1)	
① 避難所	広岡交流センター、桜南小学校
② 病院・診療所、薬局	樫村内科、曾根歯科、天川歯科、さわ薬局
③ 飲料水兼用防火水槽・災害用深井戸	防災用井戸(大出さん、池田さん、林(次)さん)
④ 避難場所	3個所(北公園、中央公園、南公園)
⑤ 防災倉庫(収納品等)	1個所
⑥ 公衆電話	1個所

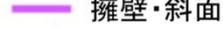
5. 防災施設関係(2)	
① 所轄消防署	中央消防署並木分署
② 消火栓	10 個所
③ 消防用貯水施設	5個所
④ 消防隊到着可能地域	全域
⑤ 消防団詰所・倉庫	なし
6. その他	
① 最近の災害状況	なし
② 火災発生件数	なし
③ 交通事故発生件数	なし

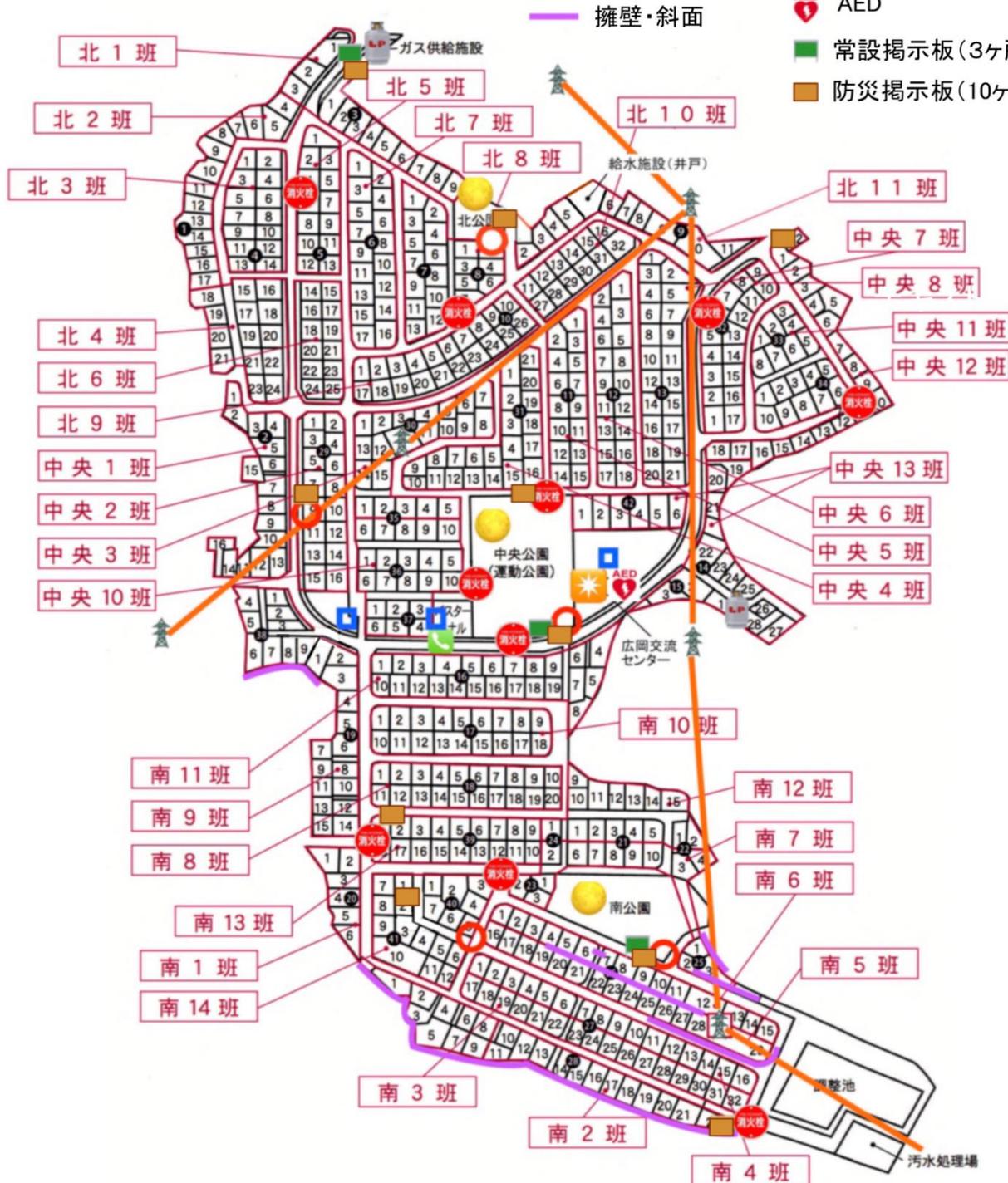
付録4 自主防災組織防災マップ

桜ニュータウン内に存在する防火水槽、消火栓等の防災資源、危険物施設、擁壁等のリスク素因及び避難所等を地図上に記載。

自主防災組織 防災マップ

2018 (H30)年9月24日現在

-  避難所(広岡交流センター)
-  避難場所(公園3ヶ所)
-  消火栓(10ヶ所)
-  防火水槽(5ヶ所)
-  高圧線
-  公衆電話
-  自動販売機
-  プロパンガス貯蔵庫
-  AED
-  常設掲示板(3ヶ所)
-  防災掲示板(10ヶ所)
-  擁壁・斜面



IX-1. 桜ニュータウン自主防災組織規約(改定案) 新旧対照表

旧	新
<p>(名称) 第1条 この会は、桜ニュータウン自主防災組織(以下「本組織」という。)と称する。</p> <p>(事務局の所在地) 第2条 本組織は、, 桜ニュータウン自治会の下に置き、事務局は本組織の防災長宅に置く。</p> <p>(目的) 第3条 本組織は、住民の自助・共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震・火災・風水害その他の災害(以下「地震等」という)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 本組織は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 防災計画の立案に関すること。 (2) 防災訓練の実施に関すること。 (3) 防火・防災に関する知識の普及・啓発に関すること。 (4) 地震等に対する災害予防に関すること。 (5) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導及び給食・給水等応急対策に関すること。 (6) 防災資機材等の備蓄に関すること。 (7) 他組織との連携に関すること。 (8) その他本組織の目的達成のために必要な事項。</p> <p>(会員) 第5条 本組織は、桜ニュータウンにある世帯(以下「会員」という。)をもって構成する。</p> <p>(防災員) 第6条 防災員は、本組織の行う防災活動の事業を実施するため、自発的に参加し、協力する会員をもって構成する。 2 防災員は、全会員の参加・協力の基に、下記の事業を行う。 (1) 平常時には、防災役員会から運営を委任された下記の事業を行う。 ① 防災訓練の実施 ② 防災に関する知識の普及・啓発 ③ 地震等の災害予防・軽減のための機能強化 ④ 防災資機材等の備蓄・管理等 (2) 前項の事業推進のために防災長は防災員による防災会議を招集する。 (3) 地震等の発生による異常時には、活動できる防災員及び会員を中核として、災害対策本部長(防災長または代行者)の指揮の下で下記の活動を行う。 ① 情報の収集・伝達 ② 初期消火 ③ 救出・救護、避難誘導等 ④ 他組織との連携等 3 防災員及び会員が、防災活動の実施中に発生する事故等については、自他ともに責任を問わない。</p>	<p>(名称) 第1条 (略)</p> <p>(事務局の所在地) 第2条 (略)</p> <p>(目的) 第3条 (略)</p> <p>(事業) 第4条 本組織は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 防災計画の改定に関すること。 (2) 防災訓練の実施に関すること。 (3) 防火・防災に関する知識の普及・啓発に関すること。 (4) 地震等に対する災害予防に関すること。 (5) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導及び給食・給水等応急対策に関すること。 (6) 防災資機材等の備蓄に関すること。 (7) 他組織との連携に関すること。 (8) その他本組織の目的達成のために必要な事項。</p> <p>(会員) 第5条 (略)</p> <p>(防災員) 第6条 防災員は、本組織の行う防災活動の事業を実施するため、自発的に参加し、協力する会員をもって構成する。 2 防災員は、全会員の参加・協力の基に、下記の事業を行う。 (1) 平常時には、防災役員会から運営を委任された下記の事業を行う。 ① 防災訓練の実施 ② 防災に関する知識の普及・啓発 ③ 地震等の災害予防・軽減のための機能強化 ④ 防災資機材等の備蓄・管理等 (2) 地震等の災害発生時には、活動できる防災員及び会員を中核として、災害対策本部長(防災長または代行者)の指揮の下で下記の活動を行う。 ① 情報の収集・伝達 ② 初期消火 ③ 救出・救護、避難誘導等 ④ 他組織との連携等 ⑤ 災害対策本部の活動に目処がたち次第、避難所運営本部の活動に協力する 3 防災員及び会員は、防災活動の実施中に発生する事故等については、自他ともに責任を問われない。</p>

旧	新
<p>(役員)</p> <p>第7条 本組織に次の役員を置く。</p> <p>(1) 防災長 1名 (2) 副防災長 若干名 (3) <u>防災幹事 若干名</u> (4) 会計 2名 (5) 書記 2名</p> <p>2 役員は会員の互選による。 3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(役員の仕事)</p> <p>第8条 防災長は、本組織の運営を総括するとともに、震災等の緊急時においては、自治会会長の承認のもとに、桜ニュータウンにおける防災活動の指揮を執る。</p> <p>2 副防災長は、防災長を補佐し、防災長に支障がある場合は、その職務を代行する。 3 <u>防災幹事は、防災長の指揮の下で情報部会・ひなん支援部会・訓練部会等を運営し、防災員の行う防災活動に関する事業を支援する。</u> 4 会計は、金銭の出納を記録し、保管の任にあたる。 5 書記は諸会議の議事を記録し、自主防災組織の事業記録の保管並びに<u>防災だよりの編集等を行う。</u></p> <p>(総会)</p> <p>第9条 本組織の総会(以下「<u>本総会</u>」という。)は、全会員をもって構成する。</p> <p>2 <u>本総会</u>は、毎年一回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。 3 <u>本総会</u>は、防災長が招集し、会員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立する。議決は出席者の過半数をもって決する。 4 <u>本総会</u>は、次の事項を審議する。 (1) 防災計画に関すること。 (2) 事業計画及び事業報告に関すること。 (3) 予算及び決算に関すること。 (4) 規約の改正に関すること。 (5) その他、特に必要と認めたこと。 5 <u>本総会</u>は、その付議事項の一部を、第10条が定める防災役員会に委任することができる。</p> <p>(防災役員会)</p> <p>第10条 防災役員会は、<u>役員</u>をもって構成し、防災長がこれを招集する。</p> <p>2 防災役員会は、次の事項を審議し実行する。 (1) <u>本総会</u>に提出すべきこと。 (2) <u>本総会</u>により委任されたこと。 (3) その他<u>防災幹事</u>が特に必要と認めたこと。</p>	<p>(防災役員)</p> <p>第7条 本組織に次の防災役員を置く。</p> <p>(1) 防災長 1名 (2) 副防災長 若干名 (3) 部会長 各部会1名 (4) 物品管理責任者 1名 (5) 会計 2名 (6) 書記 2名</p> <p>2 役員は会員の互選による。 3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(防災役員の仕事)</p> <p>第8条 防災長は、本組織の運営を総括するとともに、震災等の緊急時においては、自治会会長の承認のもとに、桜ニュータウンにおける防災活動の指揮を執る。</p> <p>2 副防災長は、防災長を補佐し、防災長に支障がある場合はその職務を代行する。 3 部会長は、防災長の指揮の下で担当部会を運営し、防災員の行う防災活動に関する事業を支援する。 4 物品管理責任者は、自主防災組織の保有する備品や備蓄品、消耗品の管理を行う。 5 会計は、金銭の出納を記録し、保管の任にあたる。 6 書記は諸会議の議事を記録し、自主防災組織の事業記録の保管を行う。</p> <p>(総会)</p> <p>第9条 本組織の総会(以下「総会」という。)は、全会員をもって構成する。</p> <p>2 総会は、毎年一回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。 3 総会は、防災長が招集し、会員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立する。議決は出席者の過半数をもって決する。 4 総会は、次の事項を審議する。 (1) 防災計画に関すること。 (2) 事業計画及び事業報告に関すること。 (3) 予算及び決算に関すること。 (4) 防災役員・顧問候補者の承認。 (5) 規約の改正に関すること。 (6) その他、特に必要と認めたこと。 5 総会は、その付議事項の一部を、第10条が定める防災役員会に委任することができる。</p> <p>(防災役員会)</p> <p>第10条 防災役員会は、防災役員をもって構成し、防災長がこれを招集する。</p> <p>2 防災役員会は、次の事項を審議し実行する。 (1) 総会に提出すべきこと。 (2) 総会により委任されたこと。 (3) その他防災役員が特に必要と認めたこと。</p>

旧	新
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(顧問)</p> <p>第11条 顧問は、桜ニュータウン内外の有識者で構成する。</p> <p>2 顧問は、防災長の下に置く。</p> <p>3 顧問は、本組織の防災能力及び他組織との連携強化等について、防災長からの諮問に答申する。</p> <p>4 顧問は、必要に応じ防災長からの要請で防災役員会に出席する。</p> <p>(防災計画)</p> <p>第12条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画(自主防災組織台帳、地域防災カルテ及び地域防災マップ等を含む)を作成し、状況に合わせて柔軟に構成する。</p> <p>2 防災計画は次の事項から構成する。</p> <p><u>(1) 防災計画の立案及び実施に関すること。</u></p> <p>(2) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。</p> <p>(3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導及び給食・給水に関すること。</p> <p>(4) 防火・防災知識の普及に関すること。</p> <p>(5) その他必要な事項。</p> <p>(経費)</p> <p>第13条 本組織の運営に要する経費は、自治会費その他の収入をもってこれにあてる。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第14条 会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。</p> <p>(会計監査)</p> <p>第15条 会計監査は毎年1回、桜ニュータウン自治会の監査が行う。ただし、必要がある場合は、臨時に行うことができる。</p> <p>付則</p> <p>この規約は、平成24年9月20日から実施する。</p>	<p>(部会)</p> <p><u>第11条 本組織に以下の部会を置く。防災員は、いずれかの部会に属するものとする。</u></p> <p><u>(1) ひなん支援部会</u></p> <p><u>(2) 情報部会</u></p> <p><u>(3) 訓練部会</u></p> <p>(防災会議)</p> <p><u>第12条 防災会議は、防災員をもって構成し、防災長がこれを招集する。</u></p> <p><u>2 防災会議には、会員も参加することができる。</u></p> <p><u>3 防災会議は、次の事項を審議する。</u></p> <p><u>(1) 防災役員会に提出すべき事項。</u></p> <p><u>(2) 防災役員会により委任された事項。</u></p> <p><u>(3) その他、防災員が特に必要と認めたこと。</u></p> <p>(顧問)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(防災計画)</p> <p>第14条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画(自主防災組織台帳、地域防災カルテ及び地域防災マップ等を含む)を作成し、状況に合わせて柔軟に構成する。</p> <p>2 防災計画は次の事項から構成する。</p> <p><u>(1) 防災訓練、防火・防災知識の普及、避難支援必要者の把握等、平常時の活動に関すること。</u></p> <p>(2) 地震等の災害発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。</p> <p>(3) 地震等の災害発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導及び給食・給水に関すること。</p> <p>(4) その他必要な事項。</p> <p>(経費)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(会計年度)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(会計監査)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>付則</p> <p>この規約は、平成24年9月20日から実施する。</p> <p>平成31年 3月 24日規約一部改定</p>

IX-2. 桜ニュータウン自主防災組織規約改定案

旧	新	備考
第4条(1) 防災計画の <u>立案</u> に関すること。	第4条(1) 防災計画の <u>改定</u> に関すること。	既に防災計画は存在しているので、立案ではなく、改定に改める。
第6条 2 (2)前項の事業推進のために防災長は防災員による防災会議を招集する。	削除	新第12条で、新たに防災会議について定める。
第6条 2 (3)地震等の <u>発生による異常時</u> には、………下記の活動を行う。 ① 情報の収集・伝達 ② 初期消火 ③ 救出・救護、避難誘導等 ④ 他組織との連携等	第6条 2 (2)地震等の <u>災害発生時</u> には、………下記の活動を行う。 ① 情報の収集・伝達 ② 初期消火 ③ 救出・救護、避難誘導等 ④ 他組織との連携等 ⑤ 災害対策本部の活動に目処がたち次第、避難所運営本部の活動に協力する	新防災計画案に沿って、⑤に、避難所運営本部の活動への協力を加えた。
第7条(3)防災幹事 若干名	第7条(3) 部会長 各1名	防災幹事を部会長に置き換える。
	第7条(4) 物品管理責任者 1名	新設。新たに物品管理責任者を設ける。
第8条 3 防災幹事は、防災長の指揮の下で、情報部会・ひなん支援部会・訓練部会を運営し、防災員の行う防災活動に関する事業を支援する。	第8条 3 部会長 は、防災長の指揮の下で、担当部会を運営し、防災員の行う防災活動に関する事業を支援する。	防災幹事を部会長に置き換える。各部会名を書かずに、担当部会とする。
	第8条 4 物品管理責任者は、自主防災組織の保有する備品や 備蓄品、消耗品の管理を行う。	新設。旧第8条 4、5を一つずつずらす。
第8条 5 書記は、諸会議の議事を記録し、自主防災組織の事業記録の保管並びに防災だよりの編集等を行う。	第8条 6 書記は、諸会議の議事を記録し、 自主防災組織の事業記録の保管を行う。	防災だよりの編集、発行は情報部会が行う。
第9条 4 <u>本総会</u> は、次の事項を審議する。 (3) 予算及び決算に関すること。 (4) 規約の改正に関すること。	第9条 4 総会 は、次の事項を審議する。 (3) 予算及び決算に関すること。 (4) 防災役員・顧問候補者の承認。 (5) 規約の改正に関すること。	これまでの総会で、役員や顧問候補者について、承認を受けている。ただし、規約上明文化されていなかった。「(4) 防災役員・顧問候補者の承認。」を新たに追加。
第10条 2 (3)その他 <u>防災幹事</u> が特に必要と認めたこと。	第10条 2 (3)その他、 防災役員 が特に必要と認めたこと。	
	(部会) 新第11条 本組織に以下の部会を置く。防災員は、いずれかの部会に属する	新設。以下、条文を1条ずつ繰り下げる。

	<p><u>ものとする。</u></p> <p>(1) <u>ひなん支援部会</u></p> <p>(2) <u>情報部会</u></p> <p>(3) <u>訓練部会</u></p>	
	<p><u>(防災会議)</u></p> <p><u>新第12条 防災会議は、防災員をもって構成し、防災長がこれを招集する。</u></p> <p><u>2 防災会議には、会員も参加することができる。</u></p> <p><u>3 防災会議は、次の事項を審議する。</u></p> <p>(1) <u>防災役員会に提出すべきこと。</u></p> <p>(2) <u>防災役員会より委任されたこと。</u></p> <p>(3) <u>その他、防災員が特に必要と認めたこと。</u></p>	<p>新設。これまでは防災会議については、旧第6条で名前が出てきただけであった。そこで新たに防災会議について規定することとした。防災会議に、防災員でない会員が参加できることを明文化した。以下、条文を1条ずつ繰り下げる。</p>
<p>旧第12条 2 防災計画は次の事項から構成する。</p> <p><u>(1)防災計画の立案及び実施に関すること。</u></p>	<p>新第14条 2 防災計画は次の事項から構成する。</p> <p><u>(1)防災訓練、防火・防災知識の普及、避難支援必要者の把握等、平常時の活動に関すること。</u></p>	<p>防災計画の中に防災計画の立案を含むことは矛盾する。(2)と(3)は災害発生時の活動なので、(1)は平常時の活動とする。(4)は削除。</p>
「役員」	「防災役員」	規約中の表現をわかりやすくする。
「地震等の発生時における」	「地震等の災害発生時における」	規約中の表現をわかりやすくする。
「本総会」	「総会」	規約中の表現をわかりやすくする。
付則	<u>平成31年3月24日規約一部改定</u>	

(資料) 地震や台風による建物等の被害調査及び備蓄品アンケート結果報告

2018.12 調査

	居住者数	回収数	回収率
北 区	143	52	36.4%
中央区	198	95	48.0%
南 区	211	109	51.7%
合 計	552	256	46.4%

1. 食料・飲料水等備蓄品

□レトルト食品やインスタント食品、缶詰等非常食は 60%～70%の家庭で備蓄されています。しかし大災害が起きれば公助の手はすぐには届きません。ある程度空腹を満たす程度の食料は全家庭で準備しておくことが望まれます。

□飲料水・ペットボトルについては 70%～85%の家庭で準備されていますが、備蓄量になると望ましいとされる量 3ℓ/人日を 3 日分以上備蓄している家庭が 54%で、1～2 日分しかない家庭が実に 40%近くもあり、水の備蓄が全くないという家庭もありました。

□水については自主防で用意してほしいという意見もありましたが、まずは各家庭で用意しておくことが大前提になります。3ℓ/人日を 3 日分といわれてもその量がピンとこないかもしれませんが、自主防としましては、2ℓのペットボトル 6 本入りの箱を 1 人分として常にストックしていただくことを推奨いたします。

	レトルト食品・インスタント食品・真空パック食品	缶詰	飲料水・ペットボトル	乾パン・乾物・乾麺	お米・お餅	お菓子類	飲料水 3ℓ/人日			
							1日分	2日分	3日分	それ以上
北区小計	34	34	38	23	26	18	8	8	20	9
北区 %	65.4%	65.4%	73.1%	44.2%	50.0%	34.6%	15.4%	15.4%	38.5%	17.3%
中央区小計	65	59	82	44	52	36	11	25	24	28
中央区 %	68.4%	62.1%	86.3%	46.3%	54.7%	37.9%	11.6%	26.3%	25.3%	29.5%
南区小計	79	70	96	54	63	36	15	33	31	25
南区 %	72.5%	64.2%	88.1%	49.5%	57.8%	33.0%	13.8%	30.3%	28.4%	22.9%
合計	178	163	216	121	141	90	34	66	75	62
全体 %	69.5%	63.7%	84.4%	47.3%	55.1%	35.2%	13.3%	25.8%	29.3%	24.2%

2. 災害用備品

□停電に備え懐中電灯を備えている家庭は 90%近くあり、部屋の中を照らすためのランタン・ろうそくも 70%近くは保有しているようです。しかし懐中電灯では部屋全体を明るくすることはできないので、近頃ではペットボトルの下から懐中電灯を当てると光が拡散してランタン替わりになるという豆知識も紹介されているようですので、ランタンのない方は試してみるのもいいと思います。

□カセットコンロ・IH コンロの保有率は北区が 48%、中央区が 77%、南区が 63%とばらつきがありますが、インスタント食品等非常食を食べるにも火が必要になりますので、非常食とセットで考えて用意しておくことが重要かと思えます。

□情報を得るための携帯ラジオは 72%の家庭で用意されていますが、現在はスマホでもラジオを聴くことができますので、情報収集に関してはかなりの家庭で情報を得ることができると思います。但し、市からの情報は学校止まりになるようですので、自主防としても学校まで情報を取りに行く手段を検討していく予定です。

□自主防への要望の中にトイレのことを考えてほしいというものがありませんでしたが、トイレは考えようによっては食べるより重要なことです。ところが携帯トイレを各家庭で保有しているのは 21%程度で、生活用水（トイレ洗浄等）を準備している家庭も全体で 25%程度にとどまっております。自主防でも徐々に簡易トイレを増やすようにしておりますが、各家庭でももう少し保有率を上げていただくことが必要です。

□灯油タンクは 46%の方がお持ちですが、残りの 50%の家庭では電気による暖房が主なのか、今回の調査でははっきりしません。電気の復旧は水道・ガスより早いので電気やファンヒーターもいいのですが、停電時やソーラーシステムも夜間では利用できませんので、電気を使わない石油ストーブがあるといいかもしれません。

	懐中電灯 LEDライト	ランタン ろうそく	充電器 電池類	カセットor IHコンロ	ガスボンベ 缶形燃料	携帯ラジオ	手袋、軍手	ポリタンク バケツ	簡易トイレ	ブルーシート	生活用水(ト イレ洗浄等)	飲料水用 ポリタンク	灯油タンク	ヘルメット	テント
北区小計	48	29	31	25	16	33	38	26	10	27	11	16	23	10	11
北区 %	92.3%	55.8%	59.6%	48.1%	30.8%	63.5%	73.1%	50.0%	19.2%	51.9%	21.2%	30.8%	44.2%	19.2%	21.2%
中央区小計	87	72	66	73	54	69	71	52	20	51	26	37	49	22	14
中央区 %	91.6%	75.8%	69.5%	76.8%	56.8%	72.6%	74.7%	54.7%	21.1%	53.7%	27.4%	38.9%	51.6%	23.2%	14.7%
南区小計	87	71	67	69	55	81	81	55	23	54	27	35	45	21	9
南区 %	79.8%	65.1%	61.5%	63.3%	50.5%	74.3%	74.3%	50.5%	21.1%	49.5%	24.8%	32.1%	41.3%	19.3%	8.3%
合計	222	172	164	167	125	183	190	133	53	132	64	88	117	53	34
全体 %	86.7%	67.2%	64.1%	65.2%	48.8%	71.5%	74.2%	52.0%	20.7%	51.6%	25.0%	34.4%	45.7%	20.7%	13.3%

3. 東日本大震災による建物の被害調査

□班ごとに被害の状況を見ますと、被害が多かったのは北区では10, 11班、中央区では1, 2班と6, 7, 10班、そして南区では7, 8, 9班あたりですが、特に被害の中でも瓦がずれた被害に着目しますと、中央区で2班と6, 7班、南区では8班の被害が顕著になっております。

□これらの被害の大きかった区域は造成時に谷津田を埋め立てた区域との関連性が認められ、地震に対しては特に家具の転倒防止、物の落下防止等、対策が必要とされる区域と言えます。

なお、アンケートでは被害が報告されていませんが、他にも谷津田区域に相当している班がありますので注意が必要です。

4. H30年の台風24号による被害調査

□今回の台風は深夜、つくば市で南南西32.7m/sの最大瞬間風速を記録しております。

アンケートの結果を見ますと、北区の一部に瓦が飛ぶ被害が出たようですが、中央区や南区に比べると比較的被害は少ないようです。

中央区の被害で目立つのはカーポートの屋根が飛ばされたお宅が目立ち、庭木や雨樋にも被害が出ているようです。

南区では瓦に被害が出ているお宅が目立ち、軒天材やベランダの波板が飛ばされたり、カーポートの波板や庭木に被害が出たりしております。

□アンケートでは被害が出ている家屋の特定はできませんが、どの班に影響が出ているかを見ますと、風が南南西から吹き付けたこともあり、南側に建物等遮蔽物がない南区の外縁側のブロックと、内側にあっても風上側の家が低地で、風を遮る条件のない南6班はまともに風を受けたようです。

中央区でも風上側に公園や空き地のあるブロック、バス通りのような大きい道路の道路沿い、南北に通っている道路沿いのブロックに被害が出ているようです。

今後は台風がつくばの西側を通ることが予想される場合は、これらのブロックは特に風に対して注意が必要になると思われます。

5. 自治会・自主防への意見/要望

生活用水 井戸を復活させてほしい。3ヶ所くらい手動式の井戸が欲しい。団地内に井戸が1~2箇所あると安心。(生活用水は旧水道井戸を使わせていただくよう市と協議中)

食料 レトルト食品。ビスケット。

飲料水 飲料水の備蓄。水・物資の情報。水をどこに取りに行けばよいか。最低限の水の備蓄。

生活用品 トイレットペーパー、介護用品、子供用品、衛生用品の備蓄。

避難用品 毛布、シート、タオルケット、テント。パーティション資材(布、段ボール、竿、ガムテープ、ひも類)。カセットコンロ。ガスボンベ。

トイレ 仮設トイレをたくさん用意してほしい。

電気 発電機が必要。携帯の充電場所が欲しい。自家発電の検討。

その他 ガソリンをどうする。3.11の時ガソリンがなくなったことが心細かった。ガソリンが無く足の確保ができなかった。情報の提供を望む。班長を危険な安否確認に使わないで。災害時の防犯対策を。隣近所で助け合う。お金がかかるので食品はまとめて準備しなくてもいい。黄色いハチマキを出す意味が分かっていない。常備薬の備えを呼び掛ける。ペットとの避難対策。交流センターを建て直して。交流センターを夜間も使えるようにしてほしい。市販の非常用備品キットを自主防で各戸に配布してはどうか。夜間に路上駐車している車がある、災害時に避難を難しくするので対処が必要。